

新しい観光資源発掘事業に係るQ&A

令和2年7月17日現在

<補助対象者について>

	質問内容	回答
1	府内に事業所等がない事業者は応募対象になるか。	府内に事業所等がない場合でも、府内の観光関連事業者との連携組織を組むことを条件に応募対象者とします。
2	観光に関連する事業を実施する主体として適当と認められる事業者とは何か。	事業実施主体の概要や取組内容により、個別に判断します。
3	複数企業による連携組織の場合、申請者は誰になるか。	構成員の中で本事業における代表組織を決めていただき、代表組織を申請者（府内事業者に限る）として申請してください。また、連携組織を構成する全ての企業について、実施計画書内にその概要を列記してください。

<対象となる取組について>

1	取り組む事業は、工事のみの実施でもよいか。	かまいませんが、コンテンツ造成のために必要なものとしてください。募集要領にも記載している選考基準に基づき総合的に審査を行います。
2	京都府総合計画、京都府観光総合戦略に掲げられた取組と整合性がとれることは必須条件か。	必須です。当該計画に基づき、京都府として地域経済の活性化、観光交流の拡大等を目指しており、その中で新たに観光資源を造成していくため、計画との整合性を求めるものです。
3	令和3年度以降も必ず継続する必要があるか。	事業を一過性に終わらせず、次年度以降も自立的、継続的な展開を図ることができる内容かどうかを審査します。そのため、次年度以降も何らかの形で継続して事業に取り組んでいただくことが必要となります。

<事業期間について>

1	令和3年3月17日までに事業完了できない見込みだがどうか。	年度内に委託費を支払う必要があるため、3月17日までに完了しない事業は委託の対象となりません。また、採用後、3月17日までに事業を完了できない可能性が生じたときは、速やかに府の担当者までご連絡ください。
---	-------------------------------	---

<事業費について>

1	事業費に下限はあるか。	下限は設けていません。
2	委託費の支払時期はいつ頃になるか。前金払はできるか。	原則として、事業終了後に精算払としますが、事業遂行上、特に必要と認められる場合には、委託料の90%に相当する額の範囲内で前金払を行います。

※その他ご不明な点があれば、提出先にお問い合わせください。